

はじめに

本年報は、民間事業者による信書の送達事業の現況について広く知っていただくために、総務省においてとりまとめたもので、本年度版は20回目となります。

はがきや手紙などの「信書」の送達の事業について民間事業者の参入を認める「民間事業者による信書の送達に関する法律（以下「信書便法」といいます。）」が、平成15年4月に施行されました。それから21年あまりが経過し、信書便事業への参入事業者は令和5年度末現在で596者を数え、令和5年度の引受通数は過去最高になるなど、業界全体として順調に発展を続けております。

今回の年報では、令和6年4月1日の改正障害者差別基本法の施行に合わせて義務化された「合理的配慮」の信書便分野における取組や、デジタル化推進に向けた料金等の掲載にあたってのアナログ規制の見直し等の新しいトピックについて紹介しています。また、昨今の労働力不足から、信書便業務の一部委託が今後は増加していくことも想定されますが、実際に委託を行っている信書便事業者がどのように信書便事業の適正な運営を維持しているのか、その取組を「事業者の声」として掲載しています。

本年報が引き続き、国民の皆様方に広く活用され、我が国の信書便事業の現況や信書便事業に関する取組についてのご理解をより一層深めていただく一助となれば幸いです。

令和7年2月
総務省 情報流通行政局
郵政行政部 信書便事業課



はじめに

本 編

第1章

信書便事業の概況



第1節	信書便事業とは	2
1	信書便法の目的	2
2	信書便事業の種類	2
3	主な信書便サービス	4
①	巡回集配サービス	4
②	定期集配サービス	5
③	ビジネス文書の急送サービス	6
④	メッセージカードの配達サービス	7
	コラム 利用者の声	8
	コラム 公文書集配業務の信書便事業者への委託状況	9
	コラム 信書便事業者の声	10
第2節	信書便事業の現況	12
1	参入事業者数と役務の種類別提供者数の推移	12
2	参入事業者の規模、主たる事業	13
3	地域別参入状況	14
4	引受通数の推移	15
5	売上高の推移	16
6	事業者数と売上高の比較	16



第2章

信書便事業に関する取組

第1節	信書便事業に関する施策・業界の動向	18
1	個人情報保護の推進	18
2	総務省における障害者差別解消の取組	18
3	デジタル化への対応	19
	コラム 信書便事業者の声	20
4	「特定信書便マーク」について	21
5	一般社団法人信書便事業者協会の活動について	22
第2節	信書便事業に参入するには	23
1	事業開始までの流れ	23
2	事業の実施に関する許認可の基準	24
3	事業開始後の遵守事項	25
4	事後的な監督	26
5	特定信書便事業者に対する税制措置	27

資料編

資料 1	信書とは	30
資料 2	民間事業者による信書の送達に関する法律	35
資料 3	民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則	43
	総務省ホームページ「信書便事業のページ」のご案内	52
	信書便に関するお問い合わせ先	53

凡例

●文中における略号は次のとおりです。

略号	正式名称
信書便法	民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）
施行規則	民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成15年総務省令第27号）

●法令等の内容は、令和6年12月31日現在です。